

税務相談室

税務調査 (その1)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

税務調査を受けることがあると思うのですが、気を付けなければならないことは、どのようなことでしょうか。

また、医療従事者であることで、特に注意しなければならないことがあるのでしょうか。

回答

税務調査を行う目的によって、税務調査にも次の4形態が認められます。

- ① 個別的課税資料収集のための調査
(いわゆる通常の税務調査)
- ② 租税徴収のための調査
- ③ 犯則事件のための調査
- ④ 租税条約相手国の要請に対応するための調査
などが挙げられます。

一般に税務調査とは、上記①に掲げる個別的課税資料収集のための調査権の行使を指しています。

②の租税徴収の調査事案、③の犯則事件の調査事案は、①の場合に比べて遭遇する頻度が極めて低いことから、これらは特殊な税務調査権の行使とみなされています。

また、④の租税条約相手国の要請の調査事案についての税務調査の法的権限は、①若しくは③と同様の内容となっています。

そこで、もっとも日常的な税務調査である①の任意調査権についてご説明します。

1. 質問検査権

申告納税制度の下においては、納税者は第一次的に納付すべき税額を確定することができます。

しかし、納税者が申告しなかったり、申告していても租税法の規定に従っていなかった場合には、税務署長はその調査により税額等を決定し、または更正することとされています。

この税務署長の決定または更正の処分には、それに先立って、その納税者に係る個別的課税資料の収集が必要となります。これが一般に税務調査と呼ば

れているものです。

この個別的課税資料収集のための調査権は、所得税法・法人税法及び相続税法において「調査について必要あるときは質問し、検査することができる」と定めているところから「質問検査権」と総称されています。

個別の税法による質問検査権は、その行使に対する拒否・妨害・忌避・虚偽答弁などに罰則を設けて間接強制しています。

しかし、これは罰則を設けることによる心理的な圧力で、質問および検査の目的を達しようとするものにすぎません。質問検査の相手側が処罰を甘受するとすれば、それ以上の強制力を行使することは認められていないのです。

したがって、個別的課税資料収集のための調査権(いわゆる通常の税務調査)は、あくまでも相手側の同意を前提とした任意調査権です。

2. 重要項目税務調査のポイント

(1) 重要項目

1) 現金

医療機関は、現金取引が100%であるため、金庫の中、医療事務員のレジの中に現金が置いてあることがしばしばです。現金の内容が実査されるわけですが、現金の内容を明確にしておくことが大切なことといえます。

したがって、常に現金出納帳と現金残高のチェックが必要不可欠となります。

2) 預金

残高証明書との照合は当然のことですが、例えば外科・整形外科の場合は、医院とは別の他の口座に損害保険会社からの自動車損害賠償責任保険の診療費の入金が振り込まれることがあります。必ず、入金処理をしておきたいものです。特に院長個人の口座に振込みがあり、入金処理未済の場合には弁解の余地はないものと承知しておく必要があります。

3) 医業未収金

医業未収金については、病院・医院共通のものと、入院設備の有無により管理上の違いがあります。

(1) 共通の管理

- 1) 社会保険・国民健康保険・介護保険の未収金は2カ月分を確認します。個人医院の場合は11月および12月分です。
 - 2) 予防注射・自賠償保険・労災等の確認
 - 3) 外来窓口の未収金の確認
- (2) 入院設備のある病院・医院
- 1) 入院費および入院室料差額の確認
 - 2) 介護保険報酬
(特に居宅サービス事業の未収金)

(次号へ続く)